



平成30年 第6回総会

会 議 録

期日 平成30年6月28日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第6回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成30年6月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	28	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	29	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	30	農地法第3条許可申請について
5	31	農地法第5条許可申請について
6	32	農用地利用集積計画の調整について
7	33	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
8	34	枕崎市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について
9	35	枕崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程の制定について
10	36	農業委員の辞任の申し出による同意について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
6月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第10号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進員

欠席委員 7番 楠 義嗣

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下山 健一
主幹兼農地係長 永江 靖博
農地係参事補 前原 光博

午前9時30分 開会

議長 平成30年第6回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。13番有村貞雄委員、14番桑原和英委員にお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2号議案第28号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。大字、字、地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号38号から40号、耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん。

利用権設定をした者はそれぞれ〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。

整理番号41号、不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん。

利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号42号、不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん。

利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号43号から45号、農地中間管理機構への貸し出しをしている農地ですが、耕作者変更による合意解約ののち、改めて利用権設定をするものです。

利用権設定をした者〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。

田が3筆で1,765㎡、畑が17筆で14,693㎡です。

この件は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号38号から45号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3号議案第29号あっせん譲り受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

議案書は3ページになります。

名簿登録番号俵積田27号、〇〇〇〇さんは野菜専門型の認定農家で経営面積は130aです。農業労働力は2名です。

〇〇さんは、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲り受け等候補者名簿に新規登載するものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件で所有権の移転に関する申請です。整理番号8号。

整理番号8号の申請地は、豊留町682番、畑、226㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、73歳、東京都にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、72歳、板敷本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号8号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号8号の申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は、板敷公民館より北側約〇〇mの位置しており、板敷畑かん地区に隣接しております。

整理番号8号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要

件をすべて満たしていると考えます。

整理番号9号

整理番号9号の申請地は、岩崎町521番，畑，704㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，92歳，園見本町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，地方公務員兼業農業，59歳，岩崎町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号9号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号9号の申請地については8・9ページに掲載してあります。

申請地は，平原基盤整備地区内にあり，岩崎町・長野鍼灸院より，北側〇〇mに位置しています。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号10及び11号

整理番号10及び11号は，譲受人が同一であり，申請地が連続していることから，関連がありますので，一括して，ご説明申し上げます。

整理番号10号の申請地は，大塚中町497番，畑，326㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，65歳，日之出町にお住まいです。

整理番号11号の申請地は，大塚中町498番，畑，344㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，79歳，大塚中町にお住まいです。

これらの譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，58歳，大塚中町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の経営規模の拡大ということでもあります。

整理番号10及び11号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号10及び11号の申請地については11ページに掲載してあります。

申請地は，大塚集落内にあり，大塚公民館から西側〇〇mに位置しております。

整理番号10及び11号においては，いずれも，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，地区担当委員から，調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

まず，整理番号8号について，天達委員をお願いします。

8番（天達委員）整理番号8号について報告いたします。

6月12日に，譲受人であります〇〇〇〇さんの立会いのもと，現地確認を行いました。

譲受人は板敷集落に甘しょを中心に栽培する畑作農業者です。

申請地の位置関係につきましては，事務局の説明のとおりです。

申請地の北側及び南側は道路，東側は譲受人が耕作する畑，西側は水路を隔てて道路となっています。

申請地の現況は遊休地ではありますが、権利取得後は、683番地・684番地と一体で、マメ及び甘しょ畑として利用する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号9号について、畑野委員お願いします。

10番（畑野委員）整理番号9号について報告いたします。

6月9日、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

譲渡人は、木場集落にお住まいの〇〇〇〇さん、92歳、無職です。

譲受人は、岩崎集落にお住まいの〇〇〇〇さん、59歳、土曜日曜を利用しての農業に従事しております、兼業農業者でございます。

申請事由については、事務局の説明のとおりです。

北側は茶畑、西側と南側は茶畑と野菜畑、東側は市道です。

昨年より、譲受人が甘しょ畑として利用しております。

取得後も甘しょ畑として現在同様の営農を行う計画でありまして、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、妥当な申請ではないかと見てまいりました。

以上で終わります。

議長 次に、整理番号10号及び11号について、桑原委員お願いします。

14番（桑原委員）整理番号10号・11号について、申請地が隣接して関連がありますので、一括して報告いたします。

6月の14日、譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、大塚集落の花き専業農家です。

申請地は、事務局から説明があったとおりです。

整理番号10号は北側が市道、東側は申請地11号の畑、西・南側は畑です。

整理番号11号は北側は市道、西側は申請地10号の畑、東・南側は畑です。

権利取得後は、経営規模の拡大を図るため、花き畑として、周囲と一体に花きの栽培を行う計画であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上です。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号8号から11号までの4件は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。
まず、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。

整理番号16号。

整理番号16号の申請地は中央町543番2，畑，58㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，パートです。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「来客や子供たち用の車置場が不足しており、自宅に隣接する申請地を駐車場として利用するため。」とのことです。

計画内容は軽自動車2台分の駐車場です。

整理番号16号の申請地は、15・16ページに掲載してあります。

南海自動車学校から東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

計画面積は58㎡で問題のないものと思われれます。

駐車場への転用にあたり、通路部分には既にコンクリートが敷設され、東側農地境界には40cmのブロック積みが施されています。

本件申請地は、申請人が平成3年に、譲渡人より申請地を借り受け、駐車場として整備していたもので、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「農地法を知らずに、駐車場として、利用していたことを反省するとともに、このような事がないよう深くお詫びします。」との始末書が添付されています。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号17号。

整理番号17号の申請地は木場町76番，畑，227㎡・79番，畑，208㎡合計435㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職，外2名です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。」とのことです。

申請地は、18ページに掲載してあります。

木場町・平瀬土木より南側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない1.7haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。
計画面積は435㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみで道路出入口として西側にスロープを設けるとのことです。

農地境界には、ブロック塀を施し、西側の土手部分には擁壁を設けます。
建物は高さ6.3mの平屋であり、農地境界より1.0m以上控えて建築します。
そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号18号

整理番号18号の申請地は下松町219番、畑、338㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

申請事由は、「自宅に隣接する申請地を駐車場及び家庭菜園として利用するため。」とのこと。

申請地は、20ページに掲載してあります。

下山集落墓地の南側約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は集団性が10ha以上の第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地から接続距離〇〇mで下山集落へ接続されるため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を駐車場及び家庭菜園利用の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、駐車場及び家庭菜園で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は338㎡で問題のないものと思われます。

駐車場及び家庭菜園への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には既に擁壁が施されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号16号及び17号の2件について、鮫島委員をお願いします

5番（鮫島委員）6月15日に、原田委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号16号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇さんです。

16号の申請地は、事務局の説明にありましたとおり、中央町に位置する農地です。

転用目的は駐車場です。

申請地の北・東側は畑、南側は道路、西側は宅地となっております。

駐車場への転用にあたり、通路部分にはすでにコンクリートがはられており、東側の農地境界にはブロック積みが施され、土砂の流出も無く、建物の建築も無いため、日照通風等に支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については自然流下により南側側溝へ放流する計画です。

また、北側の農地境界から雨水流出の恐れが予想されましたので、その防止策を検討するよう指導しました。

適切な防除計画書及び事業計画書が添付されており、周辺の土地に被害を及ぼしたことも無いため、やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に、整理番号17号について報告いたします。

立会人は、申請人の義理の父になります。

17号の申請地は事務局の説明のとおり、木場町に位置する小集団の農地です。転用目的は一般住宅です。

申請地の西側市道より1.5mほど高くなった不耕作地になっており、北及び西側は畑、南側は畑及び宅地です。

農地境界にはブロック積みを施し、西側の土手部分には擁壁を設け、周辺の土地へ土砂雨水等が流出するのを防ぐ計画です。

雨水については、溜め枡により西側市道側溝へ放流、生活排水については、合併浄化槽によって処理し、同じく西側の側溝へ排出する計画です。

建物は周囲の境界より控えて建築するため、日照通風等に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

適切な防除計画も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号18号について、原田委員お願いします。

2番（原田委員）6月15日に、鮫島委員、篠原推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

整理番号18号について報告いたします。

立会人は、申請者のお母さんでした。

18号の申請地は、事務局の説明にありますとおり、下松町に位置する集団的な農地です。

申請地西側は市道、北側及び南側は宅地、東側は農地です。

現況のまま整地のみで、周りにはすでに擁壁が施されており、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するという事です。

雨水については、自然流下により、西側側溝に処理します。

構築物も無いことから、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

このほか、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号16号から18号までの3件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第32号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は21ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号80号から96-3号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外16名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外47名で、設定面積は、田が17筆の5,914㎡、畑が56筆の47,060㎡です。

次に所有権移転です。議案書は23ページになります。

整理番号16号は、農地中間管理機構からの農地売買等事業で、譲受人は茅野町にお住いの〇〇〇〇さんです。移転面積は1筆で1,441㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号80号から96の3号まで、及び所有権移転の整理番号16号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第32号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に日程第7号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第33号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について説明いたします。

議案書は24ページからになります。

利用状況調査及び荒廃農地調査により、遊休農地を確認し、現況が森林の様相

を呈しているなど農地として再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）については、農業委員会において非農地判断を行うこととされています。

議案に掲載している農地は、平成29年度までに実施された荒廃農地の発生・解消状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と仕分けされた農地について、農業委員会事務局職員による確認及び農政課との協議を踏まえ、非農地に相当するものとして整理した農地です。

筆数が550筆、面積が300,976㎡であり、現況が森林または原野の様相となっているもの、または周囲の状況から見て農業上の利用の増進を図ることが見込まれない荒廃農地となっています。

以上のことから、整理番号1号から整理番号550号までの農地を非農地と判断しようとするものです。

なお、今回の非農地判断後のB分類の荒廃農地は、市内全体で約16.9haとなっています。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

4番（眞茅委員）登記地目の変更なんですけど、農業委員会でこれを認めまして、現況が、登記地目が畑であり、それを山林に変える場合はこの証明書は貰えるわけですか。農業委員会のほうで。

事務局 今回の定例会で非農地の承認を受けましてから、非農地通知書というのを個人の所有者に送付する予定です。

それを受けまして、登記地目等の変更なりは個人の申請になるかと思われまして。以上です。

4番（眞茅委員）前回もこの問題で、先月の会議のときも地目変更の申請をしないと、いろいろと法務局とか司法書士さんに聞いたら、農業委員会で証明書を出してくれたら即できますよという返事だったんですよ。

前回もらった地図の中でも、赤色の耕作放棄地がありますよ、それはもう耕作できないから地目変更したほうがいいんじゃないかと、自分で行ったほうがいいんじゃないかと思ひまして、その地図の赤の場所についても、農業委員会で耕作証明を出せるのかどうかと。

そしたら、自分達も本人に言って地目変換してくださいという、そういうほうが放棄地の減少になるんじゃないかなと思うんですけども。

事務局 今ご指摘のB判定、事務局の判断で非農地証明が出せるようにしたほうがいいんじゃないかということかと思われましてけど、やはりB判定というのはあくまでも荒廃農地でありますので、その荒廃農地を今度農業委員会の皆さんの承認を受けて非農地判断という手続きを踏まえた方が、今の時点では妥当だと思われまして、今の定例会の承認になってるところであります。

そこにつきましては、今後農業委員会でのB判定を非農地にする扱いについてというのは委ねたいと思ひますが、今のところ定例会で承認を受けないと非農地証明というのは出せないという状況です。

以上です。

4 番（眞茅委員）非農地扱いとするということは、まずこの会に本人から提案してもらうということですか。

議題として提案してもらって、それが農業委員会で認められて、それから証明書を発行するという手続きになるということですか。

事務局 本人申請もあるんですが、その前に農地利用状況調査の中です、B判定になって判断されたものの中から非農地という形になるかと思しますので、本人申請イコール非農地判断という直結はいかないのではないかなと思われそうですけど。以上です。

議長 今の問題は、我々農業委員が農地パトロールでB判定をしたと、その判定したものをこうしてお諮りして、そして承認が得られれば本人に通知を出すということになります。

これは税関係はどうなっているの。

事務局 法務局と税務課にリストを送付します。

非農地判断の結果につきましては、本人の通知とあわせて税務関係部署、法務局の方にも該当する土地の一覧表はあわせて送付いたします。

4 番（眞茅委員）法務局に提出されても地目自体は変わらないわけですよね。

事務局 はい、登記の変更は本人さんなり、あとは司法書士さんなどを通じて手続きをしていただくと、その非農地の通知、それからこちらから提出してありますリストがありますので、手続きについてはそれほど煩雑ではないと聞いております。

以上です。

議長 いいですか。

4 番（眞茅委員）はい、なんとなくわかりました。

議長 本人が法務局に行けば簡単らしいです。

ほかにございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号1号から550号までについては、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、承認することに決定いたしました

次に、日程第8号枕崎市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について、及び日程第9号枕崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程の制定については、関連がありますので一括議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号枕崎市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定につい

て、及び日程第9号枕崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の34ページをご覧ください。

まず、日程第8号枕崎市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について、ご説明申し上げます。

この規則は、農業委員会等に関する法律施行規則に基づき、枕崎市農地利用最適化推進委員の選任に関し、推薦の求め及び募集に関する必要な事項を農業委員会の定める規則として制定しようとするものです。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

まず、第1条は、本規則の趣旨を規定しています。

次の第2条は、推進委員が担当する区域及び定数を規定しています。また、別表については、37ページに記載してあるところです。

次の第3条は、推薦及び募集の資格を規定しています。

次の第4条は、推薦の求め、募集の期間、周知方法を規定しています。

次の第5条は、推薦の手続を規定しています。また、個人による推薦は38ページに掲載してある様式第1号により、法人又は団体による推薦は39ページに掲載してある様式第2号により、それぞれ農業委員会が必要と認める書類を添えて農業委員会に提出することについて規定しています。

次の第6条は、応募の手続について、40ページに掲載してある様式第3号の応募書を農業委員会が必要と認める書類を添えて、農業委員会に提出するものとするを規定しています。

次の第7条は、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報の公表について規定しています。

次の第8条は、推進委員の候補者の評価について規定しています。

次の第9条は、推進委員の選任について規定しています。

次の第10条は、推進委員の補充について規定しています。

次の第11条は、その他について規定しています。

最後の附則については、本規則を公布の日から施行することについて規定しています。

次に、日程第9号枕崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程の制定について、ご説明申し上げます。

資料の41ページをご覧ください。

この規程は、枕崎市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条の規定に基づき、推進委員の候補者の評価を行うため、枕崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものです。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

まず、第1条は、本規程の趣旨を規定しています。

次の第2条は、評価委員会の所掌事項について規定しています。

次の第3条は、評価委員会の組織について規定しています。

次の第4条は、評価委員会の委員長及び副委員長の職務について規定しています。

次の第5条は、評価委員会の会議に関することについて規定しています。

次の第6条は、評価委員会の庶務を農業委員会事務局において処理することについて規定しています。

次の第7条は、訓令に定めるもののほか、必要な事項は、評価委員会が定めることについて規定しています。

最後の附則については、施行日を規定することとし、期日は空白にしておりますが、この施行日は、枕崎市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の施行日と同日とするものです。

なお、農業委員会等に関する法律施行規則によりますと、農業委員の推薦の求め及び募集に必要な事項は市町村長が定めるものとすると規定されております。

参考資料として、お手元に枕崎市農業委員会の委員の選任に関する規則（案）及び枕崎市農業委員候補者評価委員会規程（案）を配付いたしておりますが、これについては、総務課において、推進委員の選任に関する規則との調整をした上で、農業委員会の議決日に合わせて市長が定める予定です。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号枕崎市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について、及び日程第9号枕崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程の制定については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号及び議案第35号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10号農業委員の辞任の申し出による同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第10号議案第36号農業委員の辞任の申し出による同意について説明いたします。

議案書は43ページになります。

先般、楠義嗣委員から、離農し県外で働くため、平成30年6月30日をもって農業委員を辞任したいとの辞任願が提出されました。

農業委員会に関する法律第13条の規定により、農業委員の辞任に際しては、市長並びに農業委員会の同意を得ることとされていることから、お諮りしようとするものです。以上よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。

日程第10号農業委員の辞任の申し出による同意については、同意することに御
異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いた
します。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 10 時 15 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 有村 貞雄

会議録署名委員 桑原 和英